

鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）の趣旨に鑑み、今後の地域活性化の中心を担う青年層の自発的かつ主体的な地域づくりを推進するため、青年層が集落等生活圏の維持及び活性化のために実施する事業に係る経費の一部に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和 47 年規則第 9 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、まち・ひと・しごと創生法に基づき県が設定する需要業績評価指標の達成に資するものとして、実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 産業振興事業
- (2) 生活の安全・活性化事業
- (3) 集落の維持・活性化事業
- (4) 移住・交流・若者の定住促進事業
- (5) 地域文化伝承事業
- (6) 環境貢献事業
- (7) その他市長が認める事業

2 補助金の交付対象となる団体は、5 名以上で構成され、かつ、事業実施年度の 3 月末時点において 50 歳未満の者の割合が 50% 以上である市内で結成された地域団体その他の団体（以下「団体等」という。）とする。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

区分	区分の定義	補助対象経費
ソフト事業費	事業実施計画に掲げる経費であってハード事業費以外	ソフト事業費の額から、経常的な運営経費及び食糧費の額

	のもの	を除いた額
ハード事業費	事業実施計画に掲げる経費であって、施設、備品その他有体物の購入、改修、修繕等に要するもの	ソフト事業の実施のために直接必要となる最小限度のハード事業であって、総事業費の額の2分の1以下の額

(交付限度額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。ただし、市の施策の推進上、市長が特に認める事業については、この限りでない。

2 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、鹿島市青年活力啓発事業費補助金申請書(様式第1号)を、市長が別に定める日までに、市長に提出するものとする。

(事業実施計画等)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等は、次に掲げる書面を、前条の申請書に添えて市長に提出するものとする。

- (1) 鹿島市青年活力啓発事業実施計画書(別紙1-1)
- (2) 鹿島市青年活力啓発事業実施計画書(事業費内訳)(別紙1-2)
- (3) 鹿島市青年活力啓発事業実施計画工程表(別紙2)
- (4) 団体等の構成員一覧(参考様式)
- (5) 市税の滞納のない証明書(団体等が法人である場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、第4条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により団体等に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条の規定により、補助金の交付に付する条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱に従うこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して

その指示を受けること。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(4) 補助事業により取得した財産等の取扱いは、次によること。

ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

イ 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、団体等が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(6) 前号の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(7) 規則第9条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(8) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(9) 補助事業を行うために締結する契約については、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように、恣意的な調達先の選定、不適正に高額な価格での調達等とならないよう、その内容に留意しなければならないこと。

- (10) 団体等又は団体等の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが明らかとなったときは、当該補助金の決定の全部を取り消すこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク イ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(11) 団体等が前各号に規定する条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(交付申請の取下げ)

第8条 第6条の規定により交付決定通知を受理した団体等(以下「決定団体等」という。)は、市長が定める期日までに鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付申請取下書(様式第3号)により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第9条 決定団体等は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に承認の申請を行うものとする。

- (1) 事業実施計画の変更(補助事業の目的等に影響を及ぼさない軽微な変更と認められる場合を除く。)をする場合
- (2) 補助金の額の増減をする場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 前項の規定による承認の申請は、鹿島市青年活力啓発事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

（変更の承認）

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、鹿島市青年活力啓発事業費補助金変更承認（却下）通知書（様式第5号）により決定団体等に通知するものとする。

（状況報告）

第11条 市長は、補助事業の遂行状況に関し、必要と認めるときは、報告を求めることができる。

（実績報告）

第12条 決定団体等は、補助事業が完了したときは、速やかに鹿島市青年活力啓発事業費補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合は、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿島市青年活力啓発事業費補助金確定通知書（様式第7号）により決定団体等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、補助事業が完了したと認められる場合に補助金を交付するものとする。ただし、事業の完了前に交付することが適当と認められる場合は、その全部又は一部を概算払で交付することができる。

2 決定団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿島市青年活力啓発事業費補助金概算払請求書（様式第8号）又は鹿島市青年活力啓発事業費補助金精算払請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により補助金を概算払で交付した場合において、概算払交付額が前条の規定により確定した補助金額を超えたときは、その差額の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日から施行する。

様式及び別紙一覧

様式第1号	鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付申請書
様式第2号	鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付決定通知書
様式第3号	鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付申請取下書
様式第4号	鹿島市青年活力啓発事業費補助金変更承認申請書
様式第5号	鹿島市青年活力啓発事業費補助金変更承認（却下）通知書
様式第6号	鹿島市青年活力啓発事業費補助金事業実績報告書
様式第7号	鹿島市青年活力啓発事業費補助金確定通知書
様式第8号	鹿島市青年活力啓発事業費補助金概算払請求書
様式第9号	鹿島市青年活力啓発事業費補助金精算払請求書
別紙1-1	鹿島市青年活力啓発事業実施計画書
別紙1-2	鹿島市青年活力啓発事業実施計画書（事業費内訳）
別紙2	鹿島市青年活力啓発事業実施計画工程表
別紙3-1	鹿島市青年活力啓発事業実績報告書
別紙3-2	鹿島市青年活力啓発事業実績報告書（事業費内訳）
別紙4	鹿島市青年活力啓発事業実績報告工程表

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

印

年度鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付申請書

鹿島市青年活力啓発事業費補助金に係る事業を実施したいので、補助金を交付されたく、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 事業の目的	まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）の趣旨に鑑み、自発的かつ主体的な地域づくりを推進する
3 交付申請額	
4 事業完了予定日	年 月 日

【添付書類】

- ・鹿島市青年活力啓発事業実施計画書（別紙 1 - 1）
- ・鹿島市青年活力啓発事業実施計画書（事業費内訳）（別紙 1 - 2）
- ・鹿島市青年活力啓発事業実施計画工程表（別紙 2）
- ・団体等の構成一覧（参考様式）
- ・市税の滞納のない証明書（団体等が法人である場合に限る。）
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

鹿 第 号
年 月 日

様

鹿島市長



年度鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金については、次のとおり交付することに決定したので、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

1 事業名	
2 交付決定額	
3 交付予定時期	
4 条件事項	(1) 事業完了後、すみやかに実績報告書(様式第6号)を提出すること。 (2) 事業計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)する場合には、市長の承認を受けること。 (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。 (4) 交付決定に対して不服がある場合、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書受領の日から14日以内とする。 (5) その他、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の定めを守ること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

印

年度鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付鹿 第 号により交付決定を受けた鹿島市青年活力啓発事業費補助金の交付の対象となる事業については、下記の理由により実施しないので補助金交付の申請を取下げます。

記

1 事業名	
2 交付決定額	
3 交付決定通知書の受領年月日	
4 取下げ理由	

年 月 日

鹿島市長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

印

年度鹿島市青年活力啓発事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付鹿 第 号により交付決定を受けた鹿島市青年活力啓発事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 交付決定額	
3 変更後 交付申請額 (差引変更増減額)	()
4 変更理由	
5 事業完了予定日	年 月 日

【添付書類】

- ・鹿島市青年活力啓発事業実施計画書(別紙1-1)
- ・鹿島市青年活力啓発事業実施計画書(事業費内訳)(別紙1-2)
- ・鹿島市青年活力啓発事業実施計画工程表(別紙2)
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

鹿 第 号
年 月 日

様

鹿島市長



年度鹿島市青年活力啓発事業費補助金変更承認（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金の変更については、次のとおり承認（却下）することに決定したので、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 次のとおり、承認します。

変 更 前	
変 更 後	

- 2 次のとおり、却下します。

却下の理由

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

印

年度鹿島市青年活力啓発事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付鹿 第 号により交付決定を受けた鹿島市青年活力啓発事業費補助金の交付の対象となる事業が完了したので、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業名	
-----	--

【添付書類】

- ・鹿島市青年活力啓発事業実績報告書（別紙3-1）
- ・鹿島市青年活力啓発事業実績報告書（事業費内訳）（別紙3-2）
- ・鹿島市青年活力啓発事業実績報告工程表（別紙4）
- ・事業実績が分かる写真
- ・事業費に関する領収書等の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第13条関係）

鹿 第 号
年 月 日

様

鹿島市長



年度鹿島市青年活力啓発事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記補助金については、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名	
2 交付確定額	
3 条件事項	(1) 概算払により既に交付を受けた額が、交付確定額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。 (2) その他、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の定めを守ること。

年 月 日

鹿島市長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

印

年度鹿島市青年活力啓発事業費補助金概算払請求書

年 月 日付鹿 第 号で交付決定の通知があった
鹿島市青年活力啓発事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう鹿島
市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の規定に
より請求します。

記

1 事業名			
2 概算払請求額	（算出基礎）交付決定額 （ ）		
	交付済額 （ ）		
	今回請求額 （ ）		
	残 額 （ ）		
3 振込先	金融機関		本店 支店
	預金種別	1. 普通	2. 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

※通帳の見返しを添付すること

（*債権者（請求者）と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。）

年 月 日

鹿島市長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

印

年度鹿島市青年活力啓発事業費補助金精算払請求書

年 月 日付鹿 第 号で確定通知があった鹿島市青年活力啓発事業費補助金として、下記金額を交付されるよう鹿島市補助金交付規則及び鹿島市青年活力啓発事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 事業名			
2 精算払請求額	（算出基礎）確定額（ ）		
	交付済額（ ）		
	今回請求額（ ）		
3 振込先	金融機関		本店 支店
	預金種別	1. 普通	2. 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

※通帳の見返しを添付すること

（*債権者（請求者）と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。）